



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第07号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

12月は2つの口頭弁論(12/9、21)。 裁判はこれから。ぜひ傍聴を!

❖新型コロナで裁判が停滞

ニュース06号を発行したのは今年の3月上旬ですから、ずいぶん時間がたってしまいました。言うまでもなく、現在第3波を迎えている新型コロナ感染に起因する法廷の中断(当初5月20日に予定されていた国賠請求分の第6回口頭弁論も裁判所によって延期され、ようやくこの12月21日に開かれます)などがあり、タイミングがうまく合わなくなってしまったことがその原因です。

昨年12月24日に東京高裁において一審差し戻しの判決が下された儀式の「差止請求裁判」(第二次)のほうは、具体的な期日が入らないまま、国賠と分離された差止請求裁判をさらに「納税者基本権」に基づく差止訴訟と「人格権」に基づく差止訴訟とに分離。前者は3月3日に東京地裁で却下され、同控訴審も10月7日に棄却されてしまいました。ともに一回も口頭弁論が開かれないままという、ひどい決定でした。

一方後者は、この間やっと月1回ペースでの口頭弁論が始まっています。10月、11月とすでに2回の口頭弁論がもたれ、今回は12月9日の予定です。

このように、本来一つの裁判であるべき即位・大嘗祭違憲訴訟の現状はなかなか複雑です。次ページに、弁護団でまとめていただいた裁判の現状についてのわかりやすいフローチャートを掲げましたのでご覧ください。

法廷の期日についてはニュース号外(9月20日発行)や「はがき通信」で原告・支援者の皆さんに告知してきましたが、報告が滞っていました。主にこの間の「人格権に基づく差止請求裁判(第二次)差し戻し審」に絞って、まとめて報告することにします。

❖人格権に基づく訴訟第1回口頭弁論

差し戻し審第1回口頭弁論は10月14日、東京地裁708号法廷で行われました。係属は民事25部乙C係、裁判長は鈴木昭洋、事件番号は「令和2年(ワ)第5400号」です。はじめに弁護団より、訴因として「即位の礼・大嘗祭」に加えて、「立皇嗣の礼」を追加(訴因の変更)することが述べられました。「差止請求」は原告の数を絞っており、第二次訴訟の原告は2名ですが、まずはじめに原告の一人である天野恵一さんから、原告本人陳述が行われました。天野さんは宮中三殿で行われる「立皇嗣の礼」が、憲法違反の宗教行為であり、そもそも同儀式を根拠づけている「退位特例法」自体が、天皇の発議による違憲立法に他ならないと批判し、「立皇嗣の礼」を差し止めるよう強く要求しました(儀式はその後11月8日に強行)。

続いて弁護団は、昨年来の一連の儀式の内容は、国家神道につながるものでその宗教性は否定しがたい。また、本件は提訴後一度も口頭弁論を経ないまま地裁で却下されたが、高裁で差し戻されたものであって、その趣旨は人格権についても法廷で充分審理を尽くせということだ、と主張。

国側は、「即位・大嘗祭」と「立皇嗣の礼」とは異なるものであるとして、訴えの変更は認めがたいと異議を申し立てました。「即位・大嘗祭」の儀式はすんでいるので、内容審理に踏み込むまでもなく「訴えの利益はない」とし

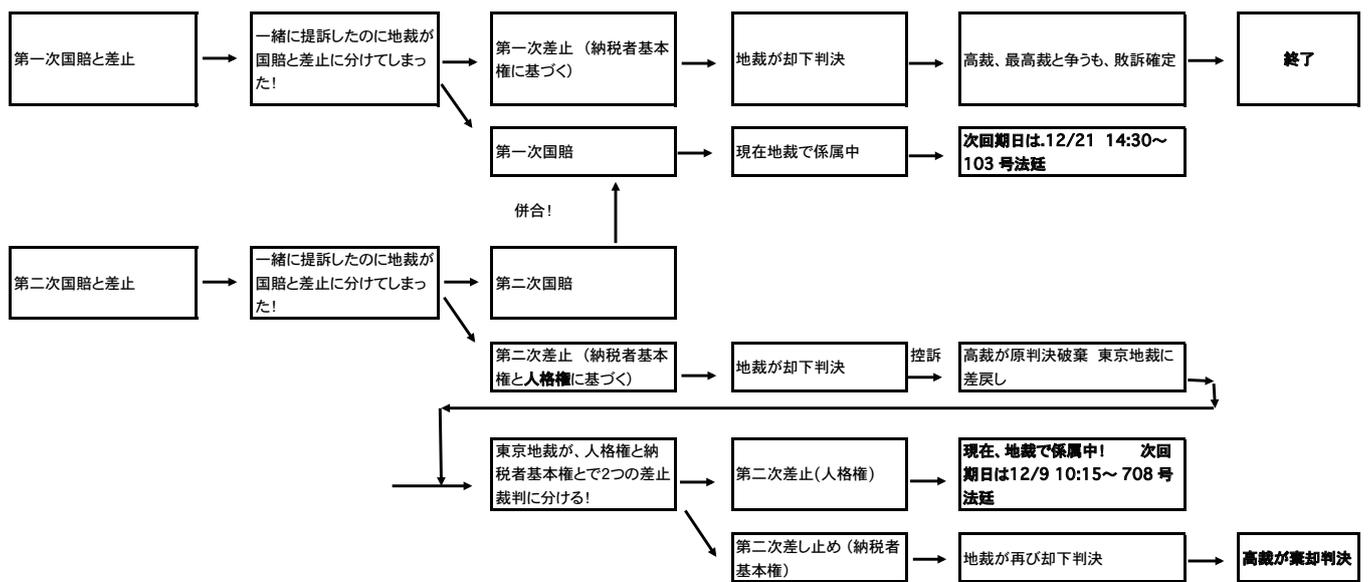
人格権に基づく、差止請求裁判 第3回口頭弁論

2020年12月9日(水)10時15分～
東京地方裁判所708号法廷(地下鉄霞ヶ関駅下車)

国家賠償請求裁判 第6回口頭弁論

2020年12月21日(月)14時30分～
東京地方裁判所103号法廷

*ともに終了後、弁護士会館にて報告集会(予定)
積極的な傍聴支援をお願いいたします。



て裁判所に却下の判決を求める腹です。けれども、政府は一連の「代替わり」の最後の儀式として位置づけており、無関係などということはありません。裁判所も、「立皇嗣の礼」挙行に関する費用の支出はいつまでになるのかと問い、これに対して国側は「来年4月末までが期限だ」と回答。結局、国側は次回までに意見書を出し、原告側がそれに対して反論を出すということを確認し、1回目の法廷は幕を閉じました。

◆人格権に基づく訴訟第2回口頭弁論

2回目の弁論は11月11日、同法廷で行われました。法廷に先立ち示された国側の反論は、前回同様、内容議論に入るまでもなく訴えの変更は認められないというもの。弁護団はこれに対して反論するとともに、一連の儀式に対する支出行為がなされる具体的な時期を明らかにするよう求釈明をしました。

これに対して国側は、「即位の礼・大嘗祭」に対する費用の支出は、「今年の10月7日の時点では完了している」ことを明らかにしました（おそらく、会計年度にあたる今年3月末までに完了したと思われる）。儀式に対する支出期日の確定は、重要な意味を持ちます。支払いがすでにすんでいれば「裁判所において差し止めるべき対象は既に存在せず、従って、もはや訴えの利益はない」として、裁判所は内容論議に踏み込まずに訴えを却下することができるからです。まだ支払いがすんでいない（と思われる）「立皇嗣の礼」を訴因に追加することへの国側の抵抗は、そのことを見越していることも明らかです。

しかしここで裁判所は、原告側の訴えの変更を、新たな訴えの提起とみなしてそのまま訴訟を維持して審理するやり方を提案してきました。ただしその場合、「即位・大嘗祭」に関する部分については原告が訴えを取り下げ、「立皇嗣の礼」の部分だけの裁判にする必要があるということ

です。確かに、「即位・大嘗祭」と立皇嗣の礼の関係性（請求の基礎の同一性）について双方でやりとりを続け、裁判所の判断を求める手続きを進めている間に、「立皇嗣の礼」についての国の支出行為が終了してしまえば、結局「訴えの利益がなくなった」として却下される可能性が高いです。この点についていったん持ち帰り、次回弁論に望むことになりました。

◆今後の訴訟の進行について

その後、裁判所の提案について弁護団と原告（2名）、訴訟の会事務局で検討しました。結果としてこの提案を受け入れることになりました。もともと、新型コロナの蔓延を理由にして訴訟の進行を遅らせ（差し戻し決定から1年近く放置された）、結果として「即位・大嘗祭」に関する「訴えの利益」を奪ってきたのは他ならぬ裁判所ですから、きわめて不当なことです。また、私たちの訴訟の趣旨として、当初の訴えを取り下げるといっても本意ではありません。けれども現実的に裁判が分離されているなかで、形式的な「門前払い」ですませることなく、「立皇嗣の礼」という儀式内容についての裁判所の判断をきちんと行わせるためにも、選択肢としての意味はあるのではないかと結論に達しました。

さて、一次・二次が併合されて318名の原告によって闘われている国賠請求訴訟の第6回口頭弁論にむけた準備も着々と進んでいます。こちらの訴訟は、「即位・大嘗祭」の違憲性を、行われてしまった儀式内容に対する原告個人個人の思いを踏まえて問いただすものであり、形式的な「門前払い」の余地などない訴訟です。こちらの方も、訴因として「立皇嗣の礼」を追加することになっています。

次回から、主張・立証段階に入ることになりますが、国側が認否を明らかにしていない部分も残っており、議論はこれから本格化します。ぜひ傍聴に集まって下さい。

住民訴訟「京都・主基田拔穂の儀違憲住民訴訟」を提起しました。

原告●菱木政晴

私たち12名の京都府住民は、昨年(2019年)の9月から11月にかけて行われた大嘗祭に関わる諸儀式に京都府知事らが参列出張したことは、憲法の政教分離規定に反する違法なものであるから、それに要した支出の是正を求める請求を、今年(2020年)8月21日に京都府監査委員会に提出した。

具体的には、①2019年9月27日、南丹市で行われた「主基田拔穂の儀」に京都府知事、京都府農林水産部長が参列し、農林水産部主査が府庁から出張したこと。②2019年10月15日、京都府東京事務所長が「主基田」で収穫された新穀献納の儀に参列するため東京事務所(会館)から皇居に出張したこと。③2019年11月14、15日に行われた大嘗宮の儀に京都府知事が参列し、16日の大饗の儀、とりわけ「悠紀殿供饒の儀」と「主基殿供饒の儀」に参列するために京都から出張したこと、の三件である。三件に絞ったのは、これらの行為については府が違法行為をせぬように独自に判断することと、その他の違憲行為については、現在東京地裁で進行中の損害賠償請求訴訟でも問われていることなどである。

しかし、9月8日に行われた請求人意見陳述を経て、10月5日付で出された監査結果は、「請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する」とするものであった。

私たちは、この監査結果に到底納得することができない。憲法遵守義務は、天皇・摂政その他公務員に課せられている(日本国憲法第99条)が、これを遵守させることは、私たち諸個人の権利であると同時に「不断的努力によつて、これを保持しなければならない(日本国憲法第12条)」責務であると考えます。

よって、11月4日、京都地裁に「京都・主基田拔穂の儀違憲住民訴訟」を提起した。

原告は、先の監査請求における請求人全員である。また、30年前の天皇代替わりに際して闘われた「『即位礼・大嘗祭』違憲損害賠償請求訴訟」弁護団で中心的役割を果たした加島宏弁護士をはじめとする大阪弁護士会所属の6名、および京都弁護士会所属の諸富健弁護士ら4名の弁護士で、総勢10名の弁護団を組んだ。

2020年(令和2年)11月5日 木曜日 17版 社会2 26

府知事大嘗祭参列 違憲提訴

原告市民「違反是正は責務」



西脇知事らが公務で大嘗祭の諸儀式に参列し、公金を支出したのは違憲と訴えて会見する原告ら(4日、京都市中京区)

昨秋行われた天皇即位に伴う「大嘗祭」の諸儀式に京都府の西脇後知事らが公務で参加したのは憲法が定める政教分離の原則に違反するとして、西脇知事に公金約39万円の返還を求めて4日に提訴した原告らが京都府内で会見し、憲法が定める政教分離の原則にのっとった判断を求めた。

原告代表で元大学教授の菱木政晴さん(70)は「西京区には大嘗祭は国家神道の中心的儀式だ。宗教に巡って各地で訴訟が提起された。平成の代替わりの際にも大嘗祭への公費支出を巡って各地で訴訟が提起された。西脇知事や府職員らが参列し、給与や旅費計約39万円の支給された。宗教儀式に関与し公金を支出することは憲法に違反する」と主張している。

府は諸儀式への知事らの参列について「憲法上の政教分離規定に違反しない社会的儀礼の範囲内」と考へるとコメントした。

訴訟によつて、昨年9月、南丹市で行われた大嘗祭に使うコメを収穫する儀式「主基田拔穂の儀」や、同11月に催された主要儀式「大嘗宮の儀」など西脇知事や府職員らが参列し、給与や旅費計約39万円の支給された。宗教儀式に関与し公金を支出することは憲法に違反する」と主張している。

は信じる自由もあるが、信じていない自由もある。儀式には信仰する人が費用を出すべきで、公費を使つて知事が参列することは絶対にいけない」と強調。「政教分離を守ることで困る人はいないし、全ての人にあって有益なはず。憲法規定に違反する行為を是正するのは、1人の市民として当然の責務だ」と述べた。

府は諸儀式への知事らの参列について「憲法上の政教分離規定に違反しない社会的儀礼の範囲内」と考へるとコメントした。

訴訟によつて、昨年9月、南丹市で行われた大嘗祭に使うコメを収穫する儀式「主基田拔穂の儀」や、同11月に催された主要儀式「大嘗宮の儀」など西脇知事や府職員らが参列し、給与や旅費計約39万円の支給された。宗教儀式に関与し公金を支出することは憲法に違反する」と主張している。

▲「京都新聞」2020年11月5日付

なお、地方自治法が定める住民監査・住民訴訟の請求人及び訴訟原告になる資格が、単に当該自治体の「住民」とのみされていて、憲法第14条にあるように「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により(中略)差別されない」だけではなく、国籍や年齢も問わないとされていることの意味について一言述べておかねばならない。日本の中には、日本国籍を持たない、あるいは、もてないという形で国税や地方税を支払って生活する多数の「住民」が存在している。日本の国籍法は、血統主義を原則としているので、私見では「社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とする憲法に反しているのではないかとと思われる。このことは、「国民主権」という言葉があっても、その「国民」への参入・離脱が、そもそも等しい人権を具えた諸個人の自由な選択に任されていないということの意味する。憲法の下位法にすぎない国籍法が主権者を限定するなどということがあってはならないはずである。国籍法自体の問題は、ここで深く追及することはしないが、地方自治法の定める国籍を問わない「住民」の定義は、この矛盾を解決する糸口であると思われる。地方自治法が、日本国憲法全体の精神によく符合していることを明確化することも、本件提起の重要な意義として位置付けたいと思う。

〔即位・大嘗祭違憲訴訟の会会計報告（2020年10月末）〕

収入科目		内訳	支出科目		内訳
原告年度会費	166,000		弁護団関連諸費		
支援者年度会費	82,000		提訴印紙費		
カンパ	577,703	安倍靖国参拝違憲訴訟の会カンパ503,703円含む	通訳翻訳費		
その他			学者意見書		
借入			印刷費	600	
			通信費	106,612	
			会場費		
			事務費	2,538	
			交通費		
			諸雑費		
			予備費		
			返済金		
利子	7				
前年度繰越金	1,049,440		次年度繰越金		
合計	1,875,150		合計	109,750	

収入： 1,875,150
 支出： 109,750
 単年度決算： 1,765,400

*お知らせしているとおり、即位・大嘗祭訴訟は「複数」の訴訟から成り立っており、弁護団もかなり負担を強いられています。訴訟費用・弁護士費用の立て替えもあり、今後本格化する口頭弁論のための費用が必要になります。
 * 2020年度の年会費未納の方は、ご送金を宜しくお願いします。（一口3000円）、支援カンパも大歓迎です。

活動日誌（3月 - 12月）

3月3日（火） 東京地裁、納税者基本権に基づく第二次差止訴訟差し戻し審を、一度も口頭弁論を開かず却下の決定／弁護団会議
 3月5日（木） ニュース06号発送、第9回事務局会議
 3月17日（火） 3.3地裁決定を不服として控訴
 4月10日（金） 弁護団会議
 4月28日（火） 弁護団会議
 5月11日（月） 5月20日に予定されていた損害賠償分第6回口頭弁論が「新型コロナ」を理由に期日取り消し
 5月12日（火） 弁護団会議／事務局打ち合わせ会議
 5月29日（金） 弁護団会議
 6月15日（月） 弁護団会議
 7月1日（水） 弁護団会議
 7月17日（金） 弁護団会議
 7月31日（金） 第10回事務局会議
 8月15日（土） 国家による「慰霊・追悼」を許すな！8・15反「靖国」行動で、酒田弁護士がアピール
 8月18日（火） 弁護団会議
 8月21日（金） 京都府住民12名が、大嘗祭に関わる諸儀式に京都府知事らが参列出張したことに要し

た支出の是正を求める請求を京都府監査委員会に提出

9月8日（火） 弁護団会議
 9月20日（日） ニュース号外発送、第11回事務局会議
 9月24日（木） 弁護団会議
 10月5日（月） 京都府監査委員会、京都府住民12名の請求を棄却
 10月7日（水） 東京高裁、納税者基本権に基づく第二次差止訴訟控訴審を、一度も口頭弁論を開かず控訴棄却の決定
 10月8日（木） 弁護団会議
 10月14日（水） 人格権に基づく差止訴訟差し戻し審第1回口頭弁論（東京地裁708号法廷）、報告集会（弁護士会館）
 10月29日（木） 弁護団会議
 11月4日（水） 京都地裁に「京都・主基田抜穂の儀違憲住民訴訟」を提起
 11月11日（水） 人格権に基づく差止訴訟差し戻し審第2回口頭弁論（東京地裁708号法廷）、報告集会（弁護士会館）
 11月12日（木） 弁護団会議
 12月4日（金） ニュース07号発送、第12回事務局会議